(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)
給気送風機の外観		給気送風機の性能							
給気送風機の設置の状況	給気風道との接続の状況	給気口の開放と連動起動の状況	給気送風機の作動の状況	電源を必要とする給気送風機・排煙機の予備電源による作動の状況	中央管理室における制御及び作動の状況の監視	給気送風機の吸込口	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	空気逃し口の性能
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認する。	予備電源により作動の状況を確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ（5）の規定に適合しない建築物（建築基準法施行令第百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用されるものを除く。）。ただし、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	送風機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	予備電源により作動しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。

(二十二)	(二十三)	(二十四)	建基法第二条第九号の三に規定する居室等					四予備電源		
			(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(一)	(二)	(三)
	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の性能	可動防煙壁					自家用発電装置		
圧力調整装置の周囲の状況	圧力調整装置の取付けの状況	圧力調整装置の作動の状況	手動降下装置の作動の状況	手動降下装置による連動の状況	煙感知器による連動の状況	可動防煙壁の防煙区画	中央管理室における制御及び作動の状況の監視	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	発電機及び原動機の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。	片手で容易に操作できないこと。	連動して作動しないこと。	連動して作動しないこと。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は燃料タンク若しくは燃料移送ポンプの周囲に油漏れ等があること。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足り三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。